

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 受給確認フロー図

- ・令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している。
- ・令和3年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の新規対象となった。

はい

いいえ

※収入(所得)が高い方が申請者となります。

平成15年4月2日以降生まれ(一定の障害がある場合は、平成13年4月2日以降生まれ)の子を養育している。

いいえ

給付金の対象外です。

はい

令和3年度の市民税均等割が非課税である。

はい

いいえ

ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受給していない。

はい

いいえ

新型コロナウイルスの影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる。
※裏面参照

いいえ

はい

給付金の対象です
(申請不要)

ひとり親世帯として受給済みの方は対象外です

給付金の対象外です

給付金の対象となる可能性があります
(申請必要)

※平成15年4月2日以降から平成18年4月1日までの間に出生した子のみを養育している場合には申請が必要になることがあります。

※現在は給付金の対象外でも、令和4年2月までに家計急変した場合は対象となる可能性があります。

令和3年度分の市民税均等割が非課税であると 同様の事情にあるかの確認方法について

例：夫婦とお子さん2人(4人世帯)の場合

①令和3年1月以降で家計急変した1ヶ月分の給与明細書等収入額がわかる書類を確認します。
令和3年7月分
父の収入：月193,000円 母の収入：月80,000円
(給与明細書等に総支給額などと表記されている各種控除前の金額です。)



②父と母の収入を比較すると父の方が高いので、この場合は父が申請者となります。



③父の1ヶ月分の収入を1.2倍し、年間収入見込額を算出します。
 $193,000円 \times 12ヶ月 = 2,316,000円$



④父の収入が下表にある4人世帯の市民税均等割の非課税相当限度額(収入)の2,327,000円以内であるため、給付金の対象となります。
 $2,316,000円 \leq 2,327,000円$

※母の収入が103万円を超える場合には世帯の人数には含まれません。

◎ 市民税均等割の非課税(相当)限度額

単位：円

世帯の人数	家族構成例	非課税限度額(所得) (基本額※×世帯の人数 +10万円+級地加算額※)	非課税相当限度額(収入) (非課税限度額+給与所得控除額)
2	夫(婦)+子1人	919,000	1,469,000
3	夫婦+子1人	1,234,000	1,877,000
4	夫婦+子2人	1,549,000	2,327,000
5	夫婦+子3人	1,864,000	2,777,000

※基本額：31.5万円

※加算額：18.9万円